

勤労者参加及び協力増進に関する法律（略称：勤労者参加法）

[施行 2016. 1. 27]

[法律第 13903 号、2016. 1. 27、一部改正]

雇用労働部（労使関係法制課）044-202-7640

雇用労働部HP：法令 61

第 1 章 総則（改正 2007. 12. 27）

（目的）

第 1 条 この法律は、勤労者及び使用者双方が、参加及び協力を通じて労使共同の利益を増進することにより産業平和を図り、国民経済発展に資することを目的とする。

[条文改正 2007. 12. 27]

（信義誠実の義務）

第 2 条 勤労者及び使用者は、互いに信義に基づき、誠実に協議に臨まなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

（定義）

第 3 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「労使協議会」とは、勤労者及び使用者、が参加及び協力を通じて、勤労者の福祉増進及び企業の健全な発展を図るために構成する協議機関をいう。
2. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条による勤労者をいう。
3. 「使用者」とは、「勤労基準法」第 2 条による使用者をいう。

[条文改正 2007. 12. 27]

（労使協議会の設置）

第 4 条

（1）労使協議会（以下「協議会」という。）は、勤労条件に関する決定権がある事業又は事業場単位で設置しなければならない。ただし、常時 30 人未満の勤労者を使用する事業又は事業場は、その限りでない。

（2）一つの事業に地域を異にする事業場がある場合には、その事業場にも設置することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

（労働組合との関係）

第 5 条 労働組合の団体交渉及びその他のすべての活動は、この法律によって影響を受けない。

(条文改正 2007. 12. 27)

第2章 協議会の構成 (改正 2007. 12. 27)

(協議会の構成)

第6条

- (1) 協議会は、勤労者及び使用者を代表する同数の委員で構成するものとし、それぞれ3人以上10人以下とする。
- (2) 勤労者を代表する委員（以下「勤労者委員」という。）は、勤労者が選出するものとし、勤労者の過半数で組織された労働組合がある場合には、労働組合の代表者及びその労働組合が委嘱する者とする。
- (3) 使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）は、当該事業又は事業場の代表者及びその代表者が委嘱する者とする。
- (4) 勤労者委員及び使用者委員の選出及び委嘱に必要な事項は、大統領令に決める。

[条文改正 2007. 12. 27]

(議長と幹事)

第7条

- (1) 協議会に議長を置き、議長は委員のうちで互選する。この場合において、勤労者委員及び使用者委員のうち各1人を共同議長とできる。
- (2) 議長は、協議会を代表して会議業務を総括する。
- (3) 労使双方は、会議結果の記録等事務を担当する幹事1人をそれぞれ置く。

[条文改正 2007. 12. 27]

(委員の任期)

第8条

- (1) 委員の任期は3年とし、再任することができる。
- (2) 補欠委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- (3) 委員は、任期が終了した場合においても、後任者が選出されるときまで引き続きその職務を担当する。

[条文改正 2007. 12. 27]

(委員の身分)

第9条

- (1) 委員は、非常任かつ無報酬とする。

(2) 使用者は、協議会委員としての職務遂行に関連して、勤労者委員に不利益を与える処分をしてはならない。

(3) 委員の協議会に出席している時間及びこれと直接関連する時間として第 18 条による協議会規定で定めた時間は、勤労した時間とみなす。

[条文改正 2007. 12. 27]

(使用者の義務)

第 10 条

(1) 使用者は、勤労者委員の選出に介入し、又は邪魔をしてはならない。

(2) 使用者は、勤労者委員の業務のために場所の使用等基本的な便宜を提供しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

(是正命令)

第 11 条 雇用労働部長官は、使用者が第 9 条第 2 項に違反して勤労者委員に不利益を与える処分をし、又は前条第 1 項に違反して勤労者委員の選出に介入し、若しくは邪魔をする場合には、その是正を命じることができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

第 3 章 協議会の運営 (改正 2007. 12. 27)

(会議)

第 12 条

(1) 協議会は、3 カ月ごとに定期的に会議を開催しなければならない。

(2) 協議会は、必要に応じて、臨時会議を開催することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

(会議招集)

第 13 条

(1) 議長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

(2) 議長は、労使一方の代表者が会議の目的を文書で明らかにして会議の招集を要求すればその要求に従わなければならない。

(3) 議長は、会議開催の 7 日前に会議の日時、場所、議題等を各委員に通知しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

第 13 条の 2 [第 14 条に移動 (2007. 12. 27)]

(資料の事前提供)

第 14 条 勤労者委員は、第 13 条第 3 項により通知された議題のうち第 20 条第 1 項の協議事項及び第 21 条の議決事項に関連した資料を、協議会会議の開催前に、使用者に要求することができ、使用者は、これに対し誠実に従わなければならない。ただし、その要求資料が企業の経営・営業上の秘密又は個人情報に該当する場合には、その限りでない。 [条文改正 2007. 12. 27]

[第 13 条の 2 から移動、従前の第 14 条は第 15 条に移動 (2007. 12. 27)]

(定足数)

第 15 条 会議は、勤労者委員及び使用者委員各過半数の出席で開催し、出席委員 3 分の 2 以上の賛成で議決する。 [条文改正 2007. 12. 27]

[第 14 条から移動、従前の第 15 条は第 16 条に移動 (2007. 12. 27)]

(会議の公開)

第 16 条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の議決で公開しないこともある。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 15 条から移動、従前の第 16 条は第 17 条に移動 (2007. 12. 27)]

(秘密維持)

第 17 条 協議会の委員は、協議会で知り得た秘密を漏洩してはならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 16 条から移動、従前の第 17 条は第 18 条に移動 (2007. 12. 27)]

(協議会の規定)

第 18 条

(1) 協議会は、その組織と運営に関する規程 (以下「協議会規程」という。) を制定し、協議会を設置した日から 15 日以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。これを変更した場合にもまた同じだ。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 協議会規程の規定事項及びその制定・変更手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。 [条文改正 2007. 12. 27]

[第 17 条から移動、従前の第 18 条は第 19 条に移動 (2007. 12. 27)]

(会議録)

第 19 条

(1) 協議会は、次の各号の事項を記録した会議録を作成し、備えておかななければならない。

1. 開催日時及び場所
2. 出席委員
3. 協議内容及び議決された事項
4. その他の討議事項

(2) 前項による会議録は、作成した日から3年間保存しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第18条から移動、従前の第19条は第20条に移動 (2007. 12. 21)]

第4章 協議会の任務 (改正 2007. 12. 27)

(協議事項)

第20条

(1) 協議会が協議しなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

1. 生産性向上及び成果配分
2. 勤労者の採用・配置及び教育訓練
3. 勤労者の苦情処理
4. 安全、保健、その他の作業環境改善及び勤労者の健康増進
5. 要員・労務管理の制度改善
6. 経営上又は技術上の事情による人材の配置転換・再訓練・解雇等雇用調整の一般原則
7. 作業及び休憩時間の運用
8. 賃金の支払い方法・体系・構造等の制度改善
9. 新しい機械・技術の導入又は作業工程の改善
10. 作業規則の制定又は改正
11. 従業員持株制及びその他の勤労者の財産形成に関する支援
12. 職務発明等に関連した当該勤労者に対する報償に関する事項
13. 勤労者の福祉増進
14. 事業場内勤労者監視設備の設置
15. 女性勤労者の母性保護並びに仕事及び家庭生活の両立を支援するための事項
16. その他の労使協力に関する事項

(2) 協議会は、前項各号の事項に関し、第15条の定足数により議決することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第19条から移動、従前の第20条は第21条に移動 (2007. 12. 27)]

(議決事項)

第21条 使用者は、次の各号のいずれか一つに該当する事項に関して協議会の議決を経なければな

らない。

1. 勤労者の教育訓練及び能力開発基本計画の樹立
2. 福祉施設の設置及び管理
3. 社内勤労福祉基金の設置
4. 苦情処理委員会で議決されない事項
5. 各種労使共同委員会の設置

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 20 条から移動、従前の第 21 条は第 22 条に移動 (2007. 12. 27)]

(報告事項等)

第 22 条

(1) 使用者は、定期会議に次の各号のいずれか一つに該当する事項に関して誠実に報告し、又は説明しなければならない。

1. 経営計画全般及び実績に関する事項
2. 分期別生産計画と実績に関する事項
3. 人材計画に関する事項
4. 企業の経済的・財政的状况

(2) 勤労者委員は、勤労者の要求事項を報告し、又は説明することができる。

(3) 勤労者委員は、使用者が第 1 項による報告及び説明を履行しない場合には、第 1 項各号に関する資料を提出するように要求することができ、使用者はその要求に誠実に従わなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 21 条から移動、従前の第 22 条は第 23 条に移動 (2007. 12. 27)]

(議決事項の公示)

第 23 条 協議会は、議決された事項を迅速に勤労者に広く知らせなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 22 条から移動、従前の第 23 条は第 24 条に移動 (2007. 12. 27)]

(議決事項の履行)

第 24 条 勤労者及び使用者は、協議会で議決された事項を誠実に履行しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 23 条から移動、従前の第 24 条は第 25 条に移動 (2007. 12. 27)]

(任意仲裁)

第 25 条

(1) 協議会は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、勤労者委員及び使用者委員の合意により協議会に仲裁機構を置いて解決し、又は労働委員会及びその他の第三者による仲裁を受けることができる。

1. 第 21 条による議決事項に関して、協議会が議決できない場合

2. 協議会で議決された事項の解釈及び履行方法等に関して、意見が一致しない場合

(2) 前項による仲裁決定があったときは、協議会の議決を経たこととみなして、勤労者及び使用者は、その決定に従わなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 24 条から移動、従前の第 25 条は第 26 条に移動 (2007. 12. 27)]

第 5 章 苦情処理 (改正 2007. 12. 27)

(苦情処理委員)

第 26 条 すべての事業又は事業場には、勤労者の苦情を聴取してこれを処理するために苦情処理委員を置かなければならない。ただし、常時 30 人未満の勤労者を使用する事業又は事業場にあつては、その限りでない。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 25 条で移動、従前の第 26 条は第 27 条に移動 (2007. 12. 27)]

(苦情処理委員の構成及び任期)

第 27 条

(1) 苦情処理委員は、労使を代表する 3 人以内の委員で構成するものとし、協議会が設置されている事業又は事業場の場合には協議会がその委員のうちから選任し、協議会が設置されていない事業又は事業場の場合には使用者が委嘱する。

(2) 委員の任期に関しては、協議会委員の任期に関する第 8 条を準用する。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 26 条から移動、従前の第 27 条は第 28 条に移動 (2007. 12. 27)]

(苦情の処理)

第 28 条

(1) 苦情処理委員は、勤労者から苦情事項を聴取した場合には、10 日以内に措置事項及びその他の処理結果を当該勤労者に対して通知しなければならない。

(2) 苦情処理委員が処理することが困難な事項は、協議会の会議に送り、協議処理する。

[条文改正 2007. 12. 27]

[第 27 条から移動 (2007. 12. 27)]

第6章 補則（改正 2007. 12. 21）

（権限の委任）

第 29 条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。 （改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2007. 12. 27]

第7章 罰則（改正 2007. 12. 21）

（罰則）

第 30 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 4 条第 1 項による協議会の設置を正当な理由なく拒否し、又は邪魔した（妨げた）者
2. 第 24 条に違反して、協議会で議決された事項を正当な理由なく履行しない者
3. 第 25 条第 2 項に違反して、仲裁決定の内容を正当な理由なく履行しない者

[条文改正 2007. 12. 27]

（罰則）

第 31 条 使用者が、正当な理由なく第 11 条による是正命令を履行せず、又は第 22 条第 3 項による資料提出義務を履行しなかったときは、500 万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2007. 12. 27]

（罰則）

第 32 条 使用者が、第 12 条第 1 項に違反して協議会を定期的開催せず、又は第 26 条による苦情処理委員を設置しないときは、200 万ウォン以下の罰金に処する。 [条文改正 2007. 12. 27]

（過怠金）

第 33 条

（1）使用者が、第 18 条に違反して、協議会規程を提出しないときは、200 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

（2）前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課し、徴収する。

（改正 2010. 6. 4）

（3）削除 （2016. 1. 27）

（4）削除 （2016. 1. 27）

（5）削除 （2016. 1. 27）

[条文改正 2007.12.27]

付則（法律第 5312 号、1997. 3. 13）

（施行）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（協議会の設置に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際に、従前の規定により設置されていた労使協議会は、この法律により設置されたものとみなす。

（委員の任期に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行の際に、在任中である協議会委員の任期は、委員選出当時の規定による。

（協議会規程に関する経過措置）

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の規定により労働部長官に提出されていた協議会規程は、この法律により提出されたものとみなす。

（議決された事項に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行の際に、従前の規定により協議会で議決されていた事項は、この法律により協議会で議決されたものとみなす。

（仲裁決定に関する経過措置）

第 6 条 この法律の施行の際に、従前の規定により行われていた仲裁決定に関しては、この法律により仲裁決定が成立したとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 7 条 この法律の施行前の行為に対する罰則の適用に関しては、従前の例による。

付則（法律第 6098 号、1999. 12. 31）

（1）（施行日）この法律は、公布の日から施行する。

（2）（罰則に関する経過措置）この法律の施行前の行為に対する罰則の適用に関しては、従前の例による。

付則（法律第 8295 号、2007. 1. 26）

この法律は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

付則（法律第 8815 号、2007. 12. 27）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

第 2 条（略）

付則（法律第 13903 号、2016. 1. 27）

この法律は、公布の日から施行する。